

平成30年(2018年)10月5日
総務委員会資料
経営室経営担当

中野区情報公開・個人情報保護審査会委員の任命について

中野区情報公開・個人情報保護審査会条例第5条の規定に基づき、区長の附属機関である標記審査会の委員について、下記のとおり任命した。

記

1 委員の氏名等 (敬称略)

岸 本 有 巨	(弁護士)	
熊 田 裕 之	(東洋大学教授)	
小 池 知 子	(弁護士)	
幸 田 雅 治	(神奈川大学教授)	※会長職務代理
佐 藤 信 行	(中央大学教授)	※会長

2 任期

2年(平成30年9月1日～平成32年8月31日)

3 主な職務

- (1) 中野区区政情報の公開に関する条例第13条第3項の規定により、公開決定等に係る審査請求について、実施機関から諮問のあった事項を調査審議すること。
- (2) 中野区個人情報の保護に関する条例第33条第3項の規定により、開示等の決定等に係る審査請求について、実施機関から諮問のあった事項を調査審議すること。